香芝市告示第１９７号

国税徴収法（昭和３４年法律第１４７号）第５４条の規定による書類を送達すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項及び香芝市税条例（昭和３２年条例第２号）第１８条の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、当市総務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

また、地方税法第２０条の２第３項の規定により、香芝市税条例第１８条の規定による措置を開始した日から起算して７日を経過したときに当該書類の送達があったものとみなす。

令和８年１０月１４日

香芝市長　三　橋　和　史

送達を受けるべき者
略